

議 第 3 9 号

会 計 年 度 任 用 職 員 の 報 酬 等 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 す
る 条 例 の 制 定 に つ い て

本 市 会 計 年 度 任 用 職 員 の 報 酬 等 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
を 下 記 の と お り 制 定 す る も の と す る 。

令 和 8 年 (2 0 2 6 年) 2 月 2 0 日 提 出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新 潟 県 柏 崎 市 会 計 年 度 任 用 職 員 の 報 酬 等 に 関 する 条 例 の 一 部 を
改 正 す る 条 例

新 潟 県 柏 崎 市 会 計 年 度 任 用 職 員 の 報 酬 等 に 関 する 条 例 (令 和 元 年 条
例 第 1 7 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

別 表 事 務 補 助 の 項 月 額 の 欄 中 「 1 5 3 , 6 0 0 円 」 を 「 1 5 8 , 7
0 0 円 」 に 、 「 1 6 3 , 4 0 0 円 」 を 「 1 6 8 , 8 0 0 円 」 に 、 「 1
7 1 , 1 0 0 円 」 を 「 1 7 6 , 8 0 0 円 」 に 改 め 、 同 表 技 術 職 の 項 中
「

169,700円	8,029円	1,147円
179,600円	7,884円	1,367円
192,400円		
225,500円	10,626円	1,527円

」 を

「

175,400円	8,029円	1,206円
185,600円	8,148円	1,413円
198,800円		

233,000円	10,983円	1,721円
----------	---------	--------

」に改め、同表相

談・指導職の項中

「

168,700円		
197,000円	8,743円	1,538円
218,200円		1,710円
278,400円	11,448円	1,930円
352,200円		

」を

「

174,300円		
203,600円	9,037円	1,589円
225,500円	11,172円	1,767円
287,600円	14,315円	2,045円
363,900円		

」に改め、同表

施設の長等の項月額の欄中「207,800円」を「214,700円」に改め、同表技能職の項月額の欄中「169,700円」を「175,400円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

新潟県柏崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年9月24日条例第17号）

改正後							改正前						
別表（第2条、第8条、第8条の2関係）							別表（第2条、第8条、第8条の2関係）						
職種	職務の級	標準的な職務	月額	日額	時給		職種	職務の級	標準的な職務	月額	日額	時給	
事務補助	1級	定例的な事務の補助又は窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの	158,700円	7,525円	1,075円		事務補助	1級	定例的な事務の補助又は窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの	153,600円	7,525円	1,075円	
	2級	高度の知識経験を必要とする事務の補助又は窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの	168,800円	8,003円	1,083円			2級	高度の知識経験を必要とする事務の補助又は窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの	163,400円	8,003円	1,083円	
	3級	相当高度の知識経験を必要とする窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの	176,800円					3級	相当高度の知識経験を必要とする窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの	171,100円			
技術職	1級	保育業務の補助又は専門員若しくはこれに相当する職（以下「専門員等」という。）の職務その他規則で定めるもの	175,400円	8,029円	1,206円		技術職	1級	保育業務の補助又は専門員若しくはこれに相当する職（以下「専門員等」という。）の職務その他規則で定めるもの	169,700円	8,029円	1,147円	
	2級	高度の知識経験を必要とする専門員等又は教育業務の職務その他規則で定めるもの	185,600円	8,148円	1,413円			2級	高度の知識経験を必要とする専門員等又は教育業務の職務その他規則で定めるもの	179,600円	7,884円	1,367円	
	3級	保育業務の主担当、高度の知識経験を必要とする教育業務の職務その他規則で定めるもの	198,800円					3級	保育業務の主担当、高度の知識経験を必要とする教育業務の職務その他規則で定めるもの	192,400円			

改正後		改正前						
4級	医療業務の職務その他規則で定めるもの	233,000円	10,983円	1,721円	医療業務の職務その他規則で定めるもの	225,500円	10,626円	1,527円
5級	高度の知識経験を必要とする医療業務又は相当高度の知識経験を必要とする教育業務の職務その他規則で定めるもの	385,000円		2,780円	高度の知識経験を必要とする医療業務又は相当高度の知識経験を必要とする教育業務の職務その他規則で定めるもの	385,000円		2,780円
1級	指導員又はこれに相当する職（以下「指導員等」という。）の職務その他規則で定めるもの	174,300円			指導員又はこれに相当する職（以下「指導員等」という。）の職務その他規則で定めるもの	168,700円		
2級	相談員又はこれに相当する職（以下「相談員等」という。）の職務その他規則で定めるもの	203,600円	9,037円	1,589円	相談員又はこれに相当する職（以下「相談員等」という。）の職務その他規則で定めるもの	197,000円	8,743円	1,538円
3級	高度の知識経験を必要とする指導員等の職務その他規則で定めるもの	225,500円	11,172円	1,767円	高度の知識経験を必要とする指導員等の職務その他規則で定めるもの	218,200円		1,710円
4級	高度の知識経験を必要とする相談員等の職務その他規則で定めるもの	287,600円	14,315円	2,045円	高度の知識経験を必要とする相談員等の職務その他規則で定めるもの	278,400円	11,448円	1,930円
5級	相当高度の知識経験を必要とする相談員等の職務その他規則で定めるもの	363,900円			相当高度の知識経験を必要とする相談員等の職務その他規則で定めるもの	352,200円		
1級	施設の副所長又はこれに相当する職の職務その他規則で定めるもの	214,700円			施設の副所長又はこれに相当する職の職務その他規則で定めるもの	207,800円		
	相談・指導職				相談・指導職			
	施設の長等				施設の長等			

改正後					改正前						
技能職	1級	調理業務の補助又は労務の補助の職務その他規則で定めるもの	175,400円	8,029円	1,147円	技能職	1級	調理業務の補助又は労務の補助の職務その他規則で定めるもの	169,700円	8,029円	1,147円
(略)					(略)						